

事務連絡  
令和7年7月8日

地区及び職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会を通じて厚生労働省から通知がありましたので、貴会  
会員への周知をお願いいたします。

写

日薬業発第111号  
令和7年7月8日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会長 岩月 進  
(会長印省略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がありましたので  
お知らせいたします。

本通知は、令和7年厚生労働省令第73号（令和7年7月3日）をもって、医  
薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十  
五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定  
める省令（平成19年厚生労働省令第14号）が改正されたことに関するもので  
す。

本省令の施行期日は公布日から起算して10日を経過した日（令和7年7月13  
日）となっておりますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

医薬発0703第3号  
令和7年7月3日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省 医薬局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第73号)が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願い申し上げます。



医薬発0703第1号  
令和7年7月3日

各 

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長
---------------------------

 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第73号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 7-アリル-N, N-ジエチル-4-(チオフェン-2-カルボニル)-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ② 2-(4-エトキシベンジル)-1-(エチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 2-シクロヘキシルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和7年7月3日)から起算して10日を経過した日(令和7年7月13日)から施行する。

令和7年7月3日（木）

医薬局

監視指導・麻薬対策課

課長補佐：飯島 稔 (2779)

主 査：森 昂也 (2679)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2436

# 危険ドラッグの成分3物質を新たに指定薬物に指定

## ～指定薬物等を定める省令を公布しました～

厚生労働省は、本日付で危険ドラッグに含まれる別紙の3物質を新たに「指定薬物」（※1）として指定する省令（※2）を公布し、令和7年7月13日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された3物質は、7月2日の薬事審議会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※3）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は海外でも流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、事業者の皆様には、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

- ※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金）。
- ※2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第60号）
- ※3 部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

 [別紙 \(PDF\) \[76KB\]](#) 

(別紙)

新たに指定された指定薬物の名称

[物質 1] 省令名：7-アリル-N, N-ジエチル-4-(チオフェン-2-カルボニル)-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド

通称等：1T-AL-LAD、「1D-AL-LAD」と称される製品の成分※

※：今回、指定薬物として指定する通称 1T-AL-LAD については、同物質を含有する商品が「1D-AL-LAD」と称して販売されている事実が確認されています。

[物質 2] 省令名：2-(4-エトキシベンジル)-1-(エチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール

通称等：N-Desethyl etonitazene

[物質 3] 省令名：2-シクロヘキシルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

通称等：Cyputylone、N-Cyclohexylmethylone